



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 209 ●
住宅改修・福祉用具について

【住宅改修費の支給について】

■ 住宅改修費の支給は、自宅でのより良い暮らしのための制度です

要介護（要支援）の認定を受けた方が、住まいの環境を整備することにより、暮らしの安全性を高め、体への負担を軽減するとともに、「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善されるよう促すことを目的としています。自宅内への手すりの取り付けや、段差解消など、小規模な改修を行うとき、改修費用（支給限度基準額20万円）の7～9割を支給します（自己負担1～3割）。

【例1】10万円の改修を行った場合、自己負担1割のときは9万円が支給され、自己負担額は1万円となります。

【例2】25万円の改修を行った場合、自己負担1割のときは18万円（支給限度基準額の9割）が支給され、自己負担額は7万円（支給限度基準額の1割:2万円と支給限度基準額超過分:5万円）となります。

● 住宅改修費の支給対象となる改修

	工 事 の 種 類	内 容 の 例
①	手すりの取り付け	● 廊下、階段、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへの手すりの取り付け
②	段差（傾斜）の解消	● 廊下、便所、浴室、玄関など各室間の床の段差の解消 ● 玄関から道路までの通路などの段差や傾斜の解消
③	ゆかざい 床材や通路面の変更	● 畳から板製床材、ビニール床材などへの変更 ● 浴室床材を滑りにくい床材へ変更 ● 通路面を滑りにくい舗装材へ変更
④	扉の取り替え	● 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え ● 扉の撤去、ドアノブの変更、 とくろま 戸車の設置など
⑤	便器の取り替え	● 和式便器を洋式便器へ取り替え
⑥	そのほか①～⑤の改修にともなって必要となる工事	● 手すり取り付けのための壁の下地補強工事 ● 便器の取り替えにともなう給排水設備工事（水洗化への工事は除く）など

※上記以外の住宅改修や新築などは対象外です。※改修できる住宅は介護保険証に記載のある住宅地に限られます。

● 住宅改修は「事前申請」が必要です

支給を受ける場合、ケアマネジャーに相談し、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して町に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。

町が要介護（要支援）認定者の心身の状況や住宅の状況などから、改修が必要と認めた場合に限り、住宅改修費の支給対象となります。

● 一定の所得がある方の自己負担割合は2割または3割です

自己負担割合は、お持ちの「介護保険負担割合証」（薄紫色・はがきサイズ）をご確認ください。

【福祉用具について】

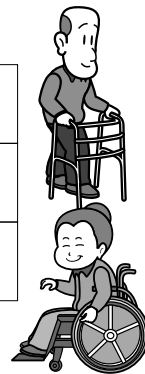
要介護・要支援認定を受けられた方が自宅で自立した生活を送るために、福祉用具を借りる、または購入することができます。適切な福祉用具の使用であると町が認めた場合は、借りる場合・購入する場合のどちらにおいても、費用の一部が介護保険より支給されますので、ケアマネジャーまたは指定事業所の専門相談員にご相談ください。

◆ 福祉用具を借りる（福祉用具貸与）

利用にはケアプランが必要ですので、ケアマネジャーにご相談ください。

<利用できる福祉用具の種類>

①手すり (工事をとみなわないもの)	②スロープ (工事をとみなわないもの)	③歩行器
④歩行補助つえ	⑤車椅子とその付属品	⑥特殊寝台とその付属品
⑦床ずれ防止用具	⑧体位変換器	⑨認知症老人徘徊感知機器
⑩移動用リフト(つり具を除く)	⑪自動排泄処理装置	



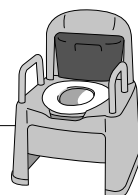
※認定が要支援1・2、要介護1の方は、⑤～⑪の福祉用具を介護保険給付で借りることができません。また、⑪については、要介護2・3の方も対象外となります。(ただし、要支援1～要介護3の方でも、例外として利用できる場合があります。)

◆ 特定福祉用具を購入する（福祉用具購入費の支給）

県の指定を受けた指定福祉用具販売事業所で、専門相談員の助言を受けて購入します。

<利用できる福祉用具の種類>

①腰掛便座 (補高便座、ポータブルトイレなど)	②入浴補助用具 (入浴用椅子、浴槽用手すりなど)	③簡易浴槽
④移動用リフトのつり具の部分	⑤自動排泄処理装置の交換可能部品	⑥排泄予測支援機器



※指定福祉用具販売事業所以外（ホームセンターなど）での購入は、支給の対象となりません。事前に必ず担当ケアマネジャー、または介護保険係までお問い合わせください。

◆ 貸与・購入にかかる利用者負担

- 福祉用具貸与の場合…借りる費用の1～3割
- 福祉用具購入の場合…購入費用の1～3割(支給対象限度額は年度ごとに10万円までです。)

※一定の所得がある方について、介護サービス利用時の自己負担割合は2割または3割となっています。自己負担割合は、お手元の「介護保険負担割合証」(薄紫色・はがきサイズ)をご確認ください。



福祉用具を上手に利用すれば、介護が必要な方の自立を助ける有効な手だてとなります。しかし、適切に利用ができなければ、かえって体の衰えを招くことになってしまいます。利用にあたっては、どのような福祉用具を選び、活用していけば良いかを、担当ケアマネジャーなどと十分相談しましょう。

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116